



# 熊本県公報

第 1 1 8 8 1 号

平成 22 年 2 月 12 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障害者支援総室) 2
- 平成22年2月県議会定例会の招集…………… (財政課) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止…………… (障害者支援総室) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( // ) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( // ) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… ( // ) 4
- 道路の供用開始…………… ( // ) 4
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定…………… (障害者支援総室) 4
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… ( // ) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 5
- 植木都市計画下水道事業植木公共下水道の事業計画変更…………… (下水環境課) 5
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 6
- 換地処分…………… (農村整備課) 6
- 熊本都市計画地区計画(合志市・下群地区計画)の決定…………… (都市計画課) 6
- 熊本県ホームページ広告掲載取扱業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (広報課) 6
- 県有財産の売却…………… (管財課) 8
- 平成22年度熊本県庁舎廃棄物収集運搬業務委託に係る一般競争入札の実施…………… ( // ) 9
- 熊本県立特別支援学校の通学区域に関する規則…………… (高校教育課) 11
- 熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… (学校人事課) 11
- 熊本県精神保健福祉審議会の開催…………… (熊本県精神保健福祉審議会) 12
- 第3回熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会の開催…………… (熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会) 12
- 熊本県立図書館協議会の開催…………… (県立図書館) 12
- 熊本県農業振興促進審議会の会議の開催…………… (熊本県農業振興促進審議会) 13

## 告 示

### 熊本県告示第155号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポート南の風 熊本市錦ヶ丘19番8号	株式会社九州サンガ	平成22年2月1日

### 熊本県告示第156号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポート南の風 熊本市錦ヶ丘19番8号	株式会社九州サンガ	平成22年2月1日

**熊本県告示第157号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
悠和デイサービス水前寺 熊本市出水一丁目8番20号	悠和ケアサポート株式会社	平成22年2月4日

**熊本県告示第158号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
悠和デイサービス水前寺 熊本市出水一丁目8番20号	悠和ケアサポート株式会社	平成22年2月4日

**熊本県告示第159号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
さくら調剤薬局 清水店 熊本市津浦町13-45	平成22年2月1日	0146812
有限会社調剤薬局ケンコー堂シティーモール店 荒尾市荒尾字上川後田4160-267	平成22年2月1日	0440421
菊陽調剤薬局 菊池郡菊陽町津久礼2486-9	平成22年2月1日	2640564

**熊本県告示第160号**

平成22年2月25日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第161号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
環境と福祉を結ぶ会 グループ・エコ 水俣市丸島町1丁目 2番7号	特定非営利活動法人 環境と福祉を結ぶ会 グループ・エコ 水俣市丸島町1丁目 2番7号 窪 一巳	平成22年 1月31日	4310700119	就労移行支援（一般型）

**熊本県告示第162号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。  
平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
環境と福祉を結ぶ会 グループ・エコ 水俣市浜松町61番 33	特定非営利活動法人 環境と福祉を結ぶ会 グループ・エコ 水俣市浜松町61 番33 窪 一巳	平成22年 2月1日	4310700119	就労継続支援（B型）

**熊本県告示第163号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労サポートセンター び〜す 天草市佐伊津町字帆 崎401番5	社会福祉法人 あまくさ福祉会 天草市佐伊津町字 帆崎401番5 長山 嘉代子	平成21年 2月1日	4313000750	自立訓練 （生活訓練） 就労継続支援A型

**熊本県告示第164号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成22年2月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考

一般国道	266号	天草市久玉町字神葉山 2296番14地先から 同所 2328番2地先まで	440.0	交安統 合（改 築によ る拡幅）
------	------	---	-------	---------------------------

2 供用を開始する期日 平成22年2月12日

**熊本県告示第165号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年2月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	相良人吉線	球磨郡山江村字上椎谷 242番2地先から 同村字大平 31番16地先まで	51.3	単道改 （改築 による 拡幅）
		球磨郡山江村字上椎谷 235番地先から 同所 221番1地先まで	172.8	

2 供用を開始する期日 平成22年2月12日

**熊本県告示第166号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年2月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	田浦港線	葦北郡芦北町大字小田浦字外平 3376番1地先から 同所 3376番1地先まで	26.5	地基創 改安 （改築 による 拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年2月15日

**熊本県告示第167号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として次のとおり指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
消化器内科	寺崎 久泰	平成22年1月21日	寺崎内科胃腸科クリニック 阿蘇郡南阿蘇村白川2110番地1

**熊本県告示第168号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条

の規定により告示する。  
平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
有限会社みやた薬局	玉名市天水町部田見2727	調剤	平成22年 1月20日
有限会社みやた薬局 おあま店	玉名市天水町小天6987-1	調剤	平成22年 1月20日

熊本県告示第169号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字平仁田1108番、1110番・1113番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字平仁田1110番・1113番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 植木町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 植木都市計画下水道事業 植木公共下水道
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成15年12月3日熊本県告示第1142号及び平成21年3月27日熊本県告示第264号の事業地のうち、熊本県鹿本郡植木町大字植木字東三丁目、同町大字広住字五反田、字堀向、字出口、字松出及び字大道、同町大字滴水字十三部及び字桜井、同町大字小野字烏帽子、同町大字荻迫字表畑、字亀甲、字四ツ塚及び字明神浦、同町大字鑑田字坂本、同町大字投刀塚字堀内並びに大字舞尾字石佛地内に字おいて事業地を変更し、同事業地に熊本県鹿本郡植木町大字植木字西古屋敷及び字東古屋敷、同町大字広住字須津崎、字上川、字蟹迫、字大坪、字石櫃、字迎原、字論地及び字浦田、同町大字滴水字宿ノ元、字迫、字加川原、字込子、字中道、字三角、字北原及び字山ノ頭、同町大字鑑田字桜井、同町大字舞尾字西原、字空ノ上、字宿畑、字前畑及び字本村屋敷、同町大字鞍掛字南畑及び字牛相、同町大字平野字東谷、字東原、字東中原、字中原、字西中原、字西原及び字西谷、同町大字一木字中原、字山ノ本、字出口、字立野及び字正林並びに同町大字岩野字西原、字茶臼塚、字花立、字相田原、字松山、字狐塚、字荊折、字大迫、字亀甲、字塚園、字小山、字相田、字浄行寺、字上ノ原、字市場後、字鐘迫、字前田、字市場及び字平松を加える。
- 4 事業施行期間 平成15年11月21日から平成28年3月31日まで

## 公 告

## 熊本県公告第65号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字舞尾725
- 2 築造者の氏名 河原富士夫
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字舞尾字前畑710番3、同705番2、同704番2、同字西原1番5及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.06メートルから4.10メートルまで
- 5 道路の延長 45.60メートル
- 6 指定年月日 平成22年1月25日
- 7 指定番号 熊本県指令鹿本技管第31号

## 熊本県公告第66号

県営赤仁田地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 熊本県公告第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のように公衆の縦覧に供する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画地区計画（下群地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

## 熊本県公告第68号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
熊本県ホームページ広告掲載取扱業務
  - (2) 委託業務の内容  
熊本県ホームページへの有料バナー広告掲載に係る広告の募集等
  - (3) 委託業務の詳細  
入札説明書及び熊本県ホームページ広告掲載取扱業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
  - (4) 委託期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
  - (5) 入札方法
    - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
    - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
    - エ 入札保証金は、免除する。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目の広報・広告業務（企画・制作）に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲

- げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(4)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中ではないこと。
- (5) 平成22年1月1日現在において、委託業務と同種の営業を2年以上営んでおり、実績があること。
- (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱第3条第1項に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
- 4の(1)に記載のとおり  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成22年2月12日（金）から平成22年2月24日（水）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館4階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2027
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間  
平成22年2月12日（金）から平成22年2月24日（水）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時  
平成22年2月16日（火）午前10時から
- イ 場所  
熊本県庁行政棟新館多目的AV会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時  
平成22年3月1日（月）午前11時から
- イ 場所  
熊本県庁行政棟本館701会議室
- (5) 入札書の提出方法  
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成22年2月26日（金）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
  - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
    - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
    - ウ 記名押印を欠く入札
    - エ 金額を訂正した入札
    - オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
    - カ 明らかに連合によると認められる入札
    - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
    - ク 2以上の意思表示をした入札
    - ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
    - コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (3) 落札者の決定方法
  - 有効な入札書を提出した者で、予定価格を上回る最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (4) 契約の締結
  - ア 契約書作成の要否
  - イ 契約の締結期限
    - 落札者決定の日から14日以内とする。
  - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
    - 落札者決定の日から7日以内とする。
- (5) 契約保証金
  - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
    - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
    - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第69号

県有財産を次のとおり売却する。  
平成22年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
  - 所在地 熊本市水前寺公園313番
  - 土地 地目 畑（雑種地へ登記更正手続中）
  - 地積 487.48平方メートル（実測）
  - 最低売却価格 48,000,000円
- 2 入札参加資格
  - 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
    - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
    - (2) 破産者で復権を得ない者
    - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
    - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
  - 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
  - 平成22年3月19日（金）午前10時
  - 熊本県庁行政棟本館7階701会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
  - 入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
  - 提出方法 持参又は郵送による。



- 提出期限 平成22年3月12日(金)午後5時  
(郵送の場合は提出期限までに必着のこと)
- 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限  
平成22年3月31日(水)午後5時
- 9 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
  - (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
  - (2) 契約締結場所 別途指定する。
  - (3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
  - (4) 本問問い合わせ先  
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第70号

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成22年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
平成22年度熊本県庁舎廃棄物収集運搬業務委託
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
  - (4) 入札方法
    - ア 入札金額は、平成22年度熊本県庁舎廃棄物収集運搬業務委託に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加者名簿の営業種目の廃棄物処理業務のうち一般廃棄物の収集運搬、処分かつ産業廃棄物の収集運搬、処分に登録された者で、それらの等級格付けが「A」又は「B」と決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 熊本市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
  - (3) 一般廃棄物収集運搬業かつ産業廃棄物収集運搬業(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等)について熊本市長の許可を受けている者であること。
  - (4) 4の(1)の時点において、従業員(常勤職員)を5人以上雇用しており、かつ、一般廃棄物収集運搬業車両として熊本市に登録受けた一般廃棄物収集運搬専用車両(パッカー車)を2台以上保有していること。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受け

- ていること。
- (7) 入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号  
電話番号096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成22年2月12日（金）から平成22年2月22日（月）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札手続きに間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出等  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成22年2月12日（金）から平成22年2月26日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総務部管財課総務管理班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号  
電話番号096-333-2090
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成22年2月12日（金）から平成22年2月26日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成22年3月8日（月）午後1時30分から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館7階 701会議室
- (4) 入札書の提出方法  
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成22年3月5日（金）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 記名押印を欠く入札  
エ 金額を訂正した入札  
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ 明らかに連合によると認められる入札  
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ク 2以上の意思表示をした入札

- ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- コ 入札金額と契約単価が矛盾する入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
イ 契約の締結期限  
落札決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**登載依頼**

熊本県立特別支援学校の通学区域に関する規則をここに公布する。  
平成22年2月12日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

**熊本県教育委員会規則第1号**

熊本県立特別支援学校の通学区域に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本県立特別支援学校の通学区域に関する事項を定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 熊本県立特別支援学校の通学区域は、県下全域とする。

第3条 通学区域は、保護者の生活の本拠をもって定めるものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月12日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

**熊本県教育委員会規則第2号**

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則（昭和45年熊本県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を次のように改める。

ただし、給料の調整額を支給する職員及び調整数は別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

給料の調整額表

勤務箇所又は乗船船舶	職 員	調整数
特別支援学校	介助員の業務に従事する者	1
苓洋高等学校実習船	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）で定める免許を有する乗組員	2

上記以外の乗組員

1

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

**熊本県精神保健福祉審議会公告第1号**

熊本県精神保健福祉審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年2月12日

熊本県精神保健福祉審議会

- 1 開催日時  
平成22年2月23日（火）  
午後1時30分から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 本県における精神保健福祉施策の状況について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室することができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県精神保健福祉審議会事務局  
(熊本県健康福祉部障害者支援総室精神保健福祉班)  
(電話) 096-333-2234 (直通)

**熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会公告第3号**

第3回熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会を次のとおり開催する。

平成22年2月12日

熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会委員長 米澤 和彦

- 1 開催日時  
平成22年2月19日（金曜）  
午前10時から（2時間程度）
- 2 開催場所  
熊本市水前寺1丁目33-18  
水前寺共済会館2階「孔雀」
- 3 会議次第（案）  
議事 課題の検討
- 4 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。  
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 5 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部私学文書課（電話096-333-2061）

**熊本県立図書館協議会公告第2号**

熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。

平成22年2月12日

熊本県立図書館協議会

- 1 開催日時  
平成22年3月3日（水）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本市出水2丁目5番1号  
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題

- 熊本県立図書館運営の基本方針について
- 4 傍聴人の定員  
10人
  - 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - 6 問い合わせ先  
熊本市出水2丁目5番1号  
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課総務企画係）  
（電話 096-384-5000）

**熊本県農業振興促進審議会公告第1号**

熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年2月12日

熊本県農業振興促進審議会

- 1 開催日時  
平成22年2月19日（金）  
午後3時30分から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 農業振興地域の区域の変更について  
(2) 市町村が定める農業振興地域整備計画の変更について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県農業振興促進審議会事務局（熊本県農林水産部農村・担い手支援課農振班）  
（電話096-333-2365 ダイヤルイン）